

国・他都道府県の動向

1 国・健康増進法の一部を改正する法律について

(1) 施行状況

2018(平成30)年7月	公布	
2019(平成31)年1月	一部施行①	国及び地方公共団体の責務等
2019(令和元)年7月	一部施行②	第1種施設(学校・病院・児童福祉施設、 行政機関等)の敷地内禁煙 ※特定屋外喫煙場所の設置は可
2020(令和2)年4月	全面施行	第2種施設(上記以外の施設)原則屋内禁煙

(2) 今後の検討(同法附則より)

「二 検討規定

法律の施行後5年を経過した場合(※)において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」

2 他都道府県の動向

12都道府県が受動喫煙防止対策の条例を制定(2020年(令和2)年10月時点)。うち、東京都・大阪府の同条例と国・健康増進法との主な違いは以下のとおり。

(1) 東京都の受動喫煙防止条例(2020(令和2)年4月1日施行)

- ・飲食店は従業員(同居の親族、家事使用人は除く)がいない施設のみ喫煙を選択することが可能
- ・学校と保育所の敷地内禁煙については、「屋外の喫煙場所を設置しないように努める」との努力義務あり。

(2) 大阪府の受動喫煙防止条例(2020(令和2)年4月1日施行)

- ・2022(令和4年)4月より「従業員を雇用する飲食店は、客席面積にかかわらず、原則として屋内禁煙に努める」との努力義務あり。
- ・2025(令和7)年4月より客席面積が30㎡を超える飲食店は、喫煙専用室以外での喫煙禁止